食品安全委員会(第913回会合)議事概要

日 時:令和5年9月19日(火) 14:00~14:40

場 所∶食品安全委員会大会議室 出席者∶山本委員長ほか5名出席

傍聴者:一般2名

(1)動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・動物用医薬品「ケトプロフェン」に関する審議結果の報告と意見・ 情報の募集について

→副担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた 意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬 品専門調査会に依頼することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・動物用医薬品「ツラスロマイシン」に係る食品健康影響評価について
 - →事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、「ツラスロマイシンの許容一日摂取量(ADI)を0.015 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

- (3)動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
 - 動物用医薬品「ツラスロマイシン及びケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシンKP)」に関する審議結果の報告と意見情報の募集について
 - →担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた 意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料 等専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・動物用医薬品「アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与 剤 (アレンジャー30)」に係る食品健康影響評価について

- ・動物用医薬品「アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシン10%)」に係る食品健康影響評価について
- →副担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、「アレンジャー30」及び「ピレキシン10%」のいずれも意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、「本製剤が動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果となり、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。